

# 令和 2 年度 小都市放課後児童クラブ(学童保育所)のご案内

## 1. 学童保育とは

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を、放課後等に学童保育所で預かり、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。

(労働等には、保護者の疾病、介護、看護、障害なども含みます。)

## 2. 開所日・開所時間

(1) 平日 放課後から午後 6 時まで(延長保育 7 時)

(2) 土曜日 朝 8 時～午後 5 時(延長保育なし) ※土曜授業の日は放課後～午後 5 時

(3) 学校休業日 朝 8 時～午後 6 時(延長保育 7 時)

※徒歩で帰る児童は、午後 5 時下所(11 月～1 月は午後 4 時 45 分下所)とし、5 時以降は迎えのみとします。(地域により、安全確保のため迎えのみのクラブあり)

## 3. 閉所日

(1) 日・祝日 (2) 8 月 13 日～8 月 15 日 (3) 12 月 29 日～1 月 3 日

※学校が臨時休校の際は、放課後児童クラブも休所とします。

※学級閉鎖時は、該当するクラスの児童は休所とします。

## 4. 保育料

1 世帯当たり 【年間】入会金 2,000 円

児童一人当たり 【月額】保育料 6,500 円(おやつ等飲食費含む)

【月額】延長保育料 1,500 円

【月額】土曜利用料 1,000 円(おやつ等飲食費含む)

※市町村民税非課税世帯・生活保護世帯は、減免制度あり

## 5. 延長保育・土曜保育 ※勤務証明書等で必要と認められる場合に限り利用可

延長保育・土曜保育を希望する際は、申込書を提出してください。月単位で申込可能です(前月の 15 日までに申込)。なお、延長保育の申込者以外の 18 時以降のお迎えについては、1 回につき 1 時間 1,500 円の延長料金を徴収します。

## 6. 中途入所

入所した月から児童一人当たり 1 か月 6,500 円(日割り計算なし)です。

## 7. 中途退所

入所は 1 年間とし、原則として中途退所は認めません。

ただし、保護者の転勤や退職、あるいは入院加療等、各放課後児童クラブ保護者会が認める理由があるときは、退所が認められる場合があります。

## 8. 保育料等の口座引落とし

入会金及び保育料の納入は、原則として口座引落としです。

## 9. 入所申込

令和元年11月に入所希望調査（11月29日提出締切）を行います。進学する小学校区の学童保育所に提出してください。調査票は、各学童保育所で配布しています。

入所申込書は、令和2年1月に各学童保育所で配布します。入所審査後、入所決定となります。

## 10. 学童保育所一覧

名称	所在地	電話番号	定員	延長保育	土曜保育
三国校区学童保育所	力武 1012	75-3620	160人	○	○
大原校区学童保育所	大保 1394	73-4040	80人	○	○
小郡校区学童保育所	小板井 288	73-4318	160人	○	○
東野校区学童保育所	小郡 2409-12	72-6843	80人	○	○
味坂校区学童保育所	八坂 466	73-4298	40人	○	○
のぞみが丘校区学童保育所	希みが丘 5-2-17	75-1835	120人	○	○
立石校区学童保育所	吹上 968-2	83-0122	40人	○	○
御原校区学童保育所	二タ 308-1	72-0117	40人	○	○

### 【～保護者の願い～】

小郡市に初めて学童保育所が生まれたのは、平成3年1月に開所した三国校区学童保育所です。学童保育所は、放課後や長期休業中などに保護者が留守の家庭において「少しでも子どもたちが淋しい思い、危険な思いをしないように」との親の願いから生まれました。

学童ができるまでには、諸先輩方の大変な苦勞がありました。議員をはじめ、民生委員、区長を何度も訪問したり、市役所へ嘆願書を提出したりと、学童保育所の必要性、親の学童保育への熱意が認められるまでには長い年月がかかり、そしてようやく小郡市にも学童保育所ができたのです。

建物以外は、ゼロからの出発で、みんなで掃除をし、畳を敷き、あちらこちらにお願いをして、不要になった机、本棚、冷蔵庫などその他いろいろ物をいただいて準備したそうです。

このように、学童は保護者の力で作り上げた保育所です。

市や学校の管理下にあるのではなく、保護者一人ひとりの協力の下で運営が成り立っています。

学童の保護者の力があってこそ、私たちの学童保育が続いていることを知ってください。

学童保育所は、単に子供を預ける場所ではありません。これからも、保護者全員で力を合わせて運営し、ともに学童を守り、より豊かなものへと育てていきましょう。

なお、令和2年度からは、各放課後児童クラブ（学童保育所）運営委員会（保護者会）が立ち上げた「NPO 法人学童保育おごおり」（小郡市学童保育所連合会）が運営を行っています。